

原案可決

全会一致

第10号発議案

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月13日

提出者 総務文教委員長 桜井甚一

新潟県議会議長 村松二郎様

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

平成14年9月に行われた日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認め、5名の拉致被害者が帰国してから、今年でちょうど10年の節目を迎えることとなる。

しかしながら、平成16年5月と7月にその御家族が帰国して以来、拉致事件は全く進展が見られない。

政府は現在、北朝鮮による拉致被害者として17名を認定しているが、そのほかにも、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在している。これらの方々を含むすべての拉致被害者の帰国を待ち望んでいる御家族の高齢化が進んでいることから、一刻も早い事件の解決が求められている。

北朝鮮は、4月13日に国連安保理決議第1718号及び第1874号に違反して人工衛星と称するミサイルの発射を行い、今後米国の出方次第では核実験に踏み切る姿勢を強調していることから、国際社会における対話を進めようとする環境を損ない、拉致事件の解決が遠のくことが危惧される。

よって国会並びに政府におかれては、国家主権の問題として拉致事件の解決を図るという国家としての意思を明確に示し、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
内閣官房長官	藤村修様
拉致問題担当大臣	松原仁様

原案可決

全会一致

第11号発議案

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月13日

提出者 総務文教委員長 桜井甚一

新潟県議會議長 村松二郎様

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書

昭和26年に議員立法で行政書士法が成立・施行され、既に半世紀以上の歴史が経過しているが、この間、複雑多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、行政書士制度は、国民と行政との橋渡し役として広く浸透している。

平成20年には行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述の代理を業とすることが可能となっている。しかしながら、聴聞又は弁明の機会において紛争性のあるものについては、弁護士法第72条の規定に抵触することから、行政書士は代理権を認められておらず、行政書士が聴聞等の依頼に応じることが著しく制限されている。

行政書士は、その資格試験において、行政不服審査法等が出題されているとともに、司法研修や行政法等の研修などにより、不服審査手続に係る一定の専門性を有している。それにもかかわらず、代理権が付与されていないことから、国民にとって不服審査手続を利用しやすい環境とは言い難い状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、国民の利便性の向上のため、実体法に精通し専門性を有する行政書士に対して、行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様

原案可決

全会一致

第12号発議案

外国人による土地取得に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月13日

提出者 佐藤莞爾 佐藤卓之 佐藤純
桜井甚一 佐藤景尾 藤身孝昭
柄沢正三

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 村松二郎様

外国人による土地取得に関する意見書

中国などの外国資本が在日米軍基地や自衛隊基地周辺の不動産所有を進めていることは、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であり、取引制限などの抜本的な対策等の取組が強く求められている。

使用目的などがよく分からぬケースや、外資がダミー企業を使って実態を隠すような取引も指摘されており、経済活動は原則として自由であるが、我が国の安全保障を担う施設が外国勢力に取り囲まれて、その活動がすべて筒抜けとなる恐れがあることや、緊急時の対処において支障が生じることも危惧される。

外国資本による水源地の森林に係る土地買収問題に関しては、昨年4月に森林のすべての所有権移転に際し、事後の届出を義務付ける法改正が行われたが、取引自体に歯止めをかける許可制とはなっていない。

森林だけではなく、国防施設や国境付近の離島、海岸などにも警戒が必要であり、国有地のネットオークションや外国政府への広大な国有地の売却など無警戒な取扱いも見直さなければならない。

米国においては、包括通商法により大統領に対し国の安全保障を脅かすと判断される場合には、事後であっても土地取引を無効にできる権限を与えていたことからも、我が国も現行制度の欠陥を直視し、早急に国益を守るために法整備に着手するべきである。

よって国会並びに政府におかれでは、使用目的が分からぬ外国資本による土地購入取引やダミー企業を使って実態を隠すような取引、あるいは我が国との互恵主義に基づかない取引等については、我が国の安全保障を脅かしかねない問題であることから、取引制限など抜本的な対策に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	平野佳彦様
内外務大臣	玄葉光一郎様
農林水産大臣	郡司彰様
国土交通大臣	羽田雄一郎様

原案可決

賛成多数

第13号発議案

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を 求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月13日

提出者	佐 桜 柄	藤 井 沢	莞 甚 正	爾 一 三	佐 斎	藤 藤	藤 藤	之 景	卓 隆	佐 尾	藤 身	純 昭 孝
-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

賛成者	高 坂 皆 榆	橋 田 川 井	川 谷 川	辺 富 田	藤 島	宮 矢 小 小 岩 早 小 石 星 青 片 佐	崎 野 林 島 村 川 野 井 野 木 野 藤	男 学 大 隆 一 秀 生 修 夫	伊 佐 太 一 郎	猛 雄	司 美 成 一 修 洗 治 機 子 ヨ 秀
	直 光 雄 辰 洋 国 和 慎 佳	邦 浩 義	輝 子 二 雄 吉 彥 雄 夫	一 男 雄 德		柳 子 榎 林 野 野 莢 山 島 川 尾	柳 子 榎 林 野 野 莢 山 島 川 尾	正 恵 一 林	謙 英 良 キ ヌ 幸		
	西 金 小 渡	三 志 佐	佐 小			青 金 富 小 沢 中 帆 東 竹 松 橫					

新潟県議会議長　村　松　二　郎　様

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を 求める意見書

沖縄県の尖閣諸島は、明治28年に正式に日本の領土に編入されて以来、歴史的にも国際法上も我が国の領土である。

しかしながら、昭和43年に行われた学術調査により東シナ海に石油が埋蔵されている可能性が指摘されて以来、中国及び台湾が尖閣諸島の領有権を主張し始めた経緯がある。

平成22年には、中国漁船が我が国領内で海上保安庁巡視船に衝突してくるという事件が発生して以来、毎月のように中国の漁業監視船や海洋調査・監視船による侵犯が続いている。このまま放置すれば我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」という国家の意思を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し国益を守るためにも、国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進める必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、我が国の主権と領土を守る国内法や組織・機関を整備するとともに、特定国境離島保全・振興法や無人国境離島管理法などを制定し、尖閣諸島を国有化して島の有人化と海の有効活用を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	平野彦彦様
法務大臣	滝田実様
国土交通大臣	羽田雄一郎様
国防衛大臣	森田敏修様
内閣官房長官	藤本修様

原案可決

贊成多數

第14号発議案

放射性物質の管理基準の明確化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月13日

之景 藤藤 卓隆 提出者 佐斎 爾一三 莞甚正 藤井沢 佐桜柄 吉純昭 洋孝 川藤身 西佐尾

司美成一彦雄夫一男雄仁
正恵一林国和惇佳邦浩
柳子樺林谷川辺富田藤月
青金富小金小渡三志佐若
男学大隆修洸治機子ヨ秀雄
悦一謙英良キ幸久又
崎野林島野野薗山島川尾藤
宮矢小小沢中帆東竹松横佐
揮子二雄一秀生修夫郎猛徳
直光雄辰良吉峯佐伊太義
橋田川井村川野井野木野島
高坂皆楡岩早小石星青片小

新潟県議会議長 村松三郎様

放射性物質の管理基準の明確化を求める意見書

放射性物質は封じ込め拡散させないという原則に則り、我が国においては、IAEAの国際的な基準に基づきクリアランス制度を守ってきたところである。

しかしながら、東日本大震災における大津波により、被災自治体だけでは処理しきれない膨大な量の災害廃棄物が発生し、国はその約2割を広域処理することとしているが、想定していなかった放射能を帯びた震災がれきが発生したことから、その処理にあたっては、その十分な説明がないまま1kg当たり8,000ベクレル以下は全国において埋立処分できることとした経緯がある。

このことにより、被災地で発生した震災がれきの広域処理に係る受け入れに関しては、各地で反対運動が起こるなど様々な問題が発生し、震災がれきの受け入れが一向に進まず、本県においても5市が、震災がれきの受け入れを表明しているが、住民の理解を得るまでに至っていない状況にある。

そもそも、放射能を帯びた震災がれきは、国の責任で国において処理すべきものであるにもかかわらず、広域処理の名のもとに全国の自治体へ震災がれき処理を丸投げしたことが根本的な問題の原因となっている。

よって国会並びに政府におかれでは、放射性物質の取扱いについて、その安全性の確保を図ることはもちろんのこと、放射能に関する正確かつ適切で分かりやすい情報を発信するとともに、その根拠を明確にして国民の理解の促進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	田野佳彦様
環境大臣	細野豪志様

原案可決

賛成多數

第15号発議案

放射性物質に係る食品の安全性の確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成24年7月13日

提出者	佐桜柄	藤井沢	莞正三	爾一三	之景	卓隆	佐尾	藤身	純昭
-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

賛成者	高坂皆榆	橋田川井	谷川辺	富田藤月	宮矢小小岩早	小石星青	片小島	崎野林島村川野井野木野島	男学大隆一秀生修	悦一良吉峯	伊佐太一郎	猛徳義	司美成一修	洸治機子ヨ	秀雄
	西金小渡	川井	谷辺	富田	星青	片小島	崎野林島村川野井野木野島	柳子樺林野野苅山島川尾藤	柳子樺林野野苅山島川尾藤	柳子樺林野野苅山島川尾藤	柳子樺林野野苅山島川尾藤	柳子樺林野野苅山島川尾藤	正恵一林	謙英良	幸久
	三志佐若				揮子二雄	吉彦雄夫	一男雄仁								
					直光雄辰洋	国和惇佳	邦浩								

新潟県議会議長 村松二郎様

放射性物質に係る食品の安全性の確保を求める意見書

食品の安全性については、4月から食品中の放射性セシウムの新基準値が適用されたが、最初の1か月で基準値を超過する食品が報告されている。

厚生労働省は「放射性セシウムが高く出やすい品目を優先的に検査しており、超過割合は高くなる傾向になる」としているが、新基準値を超えたのは、いずれも1kg当たり100ベクレルを基準とした野菜や魚などの一般食品であり、1kg当たり10ベクレルの飲料水や1kg当たり50ベクレルの牛乳、乳児用食品に超過は無く、魚や原木しいたけに多い傾向にある。

国民の安全と安心の確保のためには、十分な監視・検査体制が必要であるが、スーパーや小売店では、放射性セシウムが少しでも検出された食品は販売しないところも多くあるなど、国よりも厳しい独自基準が運用されている。

このことは、国民の食品の安全性に対する不信感が根強く、政府の対応が信用されていないことの証である。

また、このような混乱した状況は、農林水産業者に大きな被害を与えており、国は新基準の安全性の根拠等について国民の理解促進に努めなければならない。

加えて、河川における放射性物質の検査では、砂地よりも粘土等の泥の多いところでセシウムが多く検出されているとも指摘されており、川の水質はもとより、魚や貝などの安全性についての調査や検討も必要である。

よって国会並びに政府におかれでは、食品の安全性の確保を図るとともに、放射能に関する正確かつ適切で分かりやすい情報を発信し、国民の理解の促進に努め、混乱により影響を受けている農林水産業者に対しても特段の対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月13日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議員	議長	横路孝弘様
参議院議員	長臣健二様	平田彦彦様
内閣総理大臣	大臣臣	平野佳博文様
文部科学生	大臣臣	平野博洋子様
厚生労働農林水産大臣	大臣臣	小宮山彰彦様
		郡司